

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公表番号】特表2017-505227(P2017-505227A)

【公表日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-007

【出願番号】特願2016-550708(P2016-550708)

【国際特許分類】

C 02 F 1/32 (2006.01)

A 61 L 2/10 (2006.01)

【F I】

C 02 F 1/32

A 61 L 2/10

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月26日(2018.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 流体を受け取るための体積を有するチャンバと、
- 前記チャンバにUV放射を提供するための少なくとも1つのUV光源と、
- 少なくとも1つの調節可能なチャンバ壁と

を有する流体殺菌システムであって、

- 前記調節可能な壁が、前記チャンバ内部の前記流体の表面上で浮動し、且つ流体液位が増加又は減少されるときに流体接触したままであり、それにより、前記UV放射を前記流体内に閉じ込めるように前記チャンバの前記体積を前記流体の量に合わせて調節し、前記チャンバが更に、UV反射性材料の少なくとも一部分を有する、流体殺菌システム。

【請求項2】

前記チャンバは、前記少なくとも1つのUV光源によって放出される前記UV放射の前記チャンバ内への透過を提供するためのUV透過性窓を備える、請求項1に記載の流体殺菌システム。

【請求項3】

前記UV透過窓の少なくとも一部分が、レンズ構造を更に有する、請求項2に記載の流体殺菌システム。

【請求項4】

前記UV透過窓が、水晶窓を更に有する、請求項3に記載の流体殺菌システム。

【請求項5】

前記調節可能な壁が、流体を前記チャンバ内に提供するための貫通孔を有する、請求項1乃至4の何れか一項に記載の流体殺菌システム。

【請求項6】

前記貫通孔が弁を備える、請求項5に記載の流体殺菌システム。

【請求項7】

前記調節可能な壁が、前記チャンバ内への流体の前記提供を容易にするために取外し可能である、請求項1乃至6の何れか一項に記載の流体殺菌システム。

【請求項8】

前記調節可能な壁が、第1の表面と第2の表面とを有し、前記第2の表面が、前記チャンバ内部の前記流体と接触し、前記少なくとも1つのUV光源が、前記調節可能な壁内部に一体化され、且つ前記少なくとも1つの光源との流体接触を防止するためにUV透過性部材でカバーされるか、又は前記少なくとも1つの光源が、前記調節可能な壁の前記第2の表面上に位置決めされる、請求項1に記載の流体殺菌システム。

【請求項9】

流体出口が、前記調節可能な壁の前記第2の表面よりも下に位置される、請求項1乃至8の何れか一項に記載の流体殺菌システム。

【請求項10】

流体を殺菌するための方法であって、前記方法は、

- チャンバに流体を提供するステップであって、前記チャンバが、前記流体を受け取るための体積を有し、前記チャンバが、少なくとも1つの調節可能な壁を更に備え、前記少なくとも1つの調節可能な壁が前記チャンバ内部の前記流体の表面上で浮動する、ステップと、

- 前記チャンバ内に含まれる前記流体にUV放射を提供するステップとを含む、方法。

【請求項11】

- 前記チャンバ内部の前記流体の量を測定するステップと、
- 前記流体に提供されるべき所要のUV放射線量を計算するステップと、
- 前記所要のUV放射線量を前記流体に提供するステップと
を更に含む、請求項10に記載の流体量を殺菌するための方法。